

【農林水産省所管法人に関する質問事項に対する回答】

(阿曾沼 臨時委員)

< 農畜産業振興機構 >

- 1 2つの組織が合併しての組織化とのことであるが、予算の内の国費が44.9%から46.6%に増大しているが、その理由は何か。
また、事業収入割合が低下しているのは何か。

(回答)

- 1 平成14年度予算4,916億円(事業団分と野菜供給安定基金分を含む。以下同じ。)に占める国費(2,271億円)の割合は46.2%、15年度予算3,757億円に占める国費(1,750億円)の割合は46.6%とわずかに(0.4%)増大しているが、これは、全体の支出予算額が減少する中で、事業収入等の割合が低下したことに伴い、国費の割合が増加しているものである。
- 2 事業収入割合が低下している理由は、平成14年度においては、平成13年9月に発生したBSEの関連対策(平成14年度1,496億円)を13年度に引き続き緊急かつ集中的に行うことに対応するため、通常400億円程度であった事業収入等からの充当額を1,133億円としたが、15年度においては、BSE関連対策の規模が396億円と大幅に縮小されたことに対応し、事業収入等も438億円と通常年に近づいたことによるものである。

(参考1)

- 2 効率化には、組織のスリム化が必要と考えるが、25部・事務所、37課・出張所もあり、管理職ポストだけで72あり、職員数全体の30%にも及ぶが、細分化された部課構成のスリム化の必要性はないのか。

(回答)

- 1 当機構は、畜産物、野菜、砂糖及び蚕糸といった性質や制度の異なる4分野(対象農家戸数約50万戸)について、畜産物の価格安定に関する法律等6本の法律に基づく経営安定、価格安定のための補給金等交付業務、輸入調整業務、補助金等適正化法の適用の下で、緊急の事態に対応し、又は国の補助事業を補完し、機動的・弾力的に実施する補助業務、情報収集提供業務の3つの業務を7つの勘定に区分経理の上実施しており、この複雑多岐にわたり、高度な専門性を有する業務を迅速かつ的確に処理するためには、意思決定の迅速化と対外的・対内的な責任の所在の明確化が必要であること、
- 2 このように当機構は、業務の性格上現業部門を持たないことから、本来、非管理職の職員が少なからざるを得ないことに加え、累次の定員削減に対応するため、IT化等を進めるとともに一般職員を可能な限り削減してきたことによるものであり、今後とも国民のニーズと課題に対応した一層効率的で質の高い業務運営を行っていきたいと考えている。

(参考2、3、4)

(参考 1)

畜産関係業務の予算

(単位:億円)

	12年度		13年度				14年度		15年度	
		構成比	当初	構成比	変更後	構成比		構成比		構成比
支出予算	2,212		2,384		3,325		3,104		1,888	
一般事業	2,212		2,384		1,719		1,608		1,492	
BSE関連	0		0		1,606		1,496		396	
国費	1,814	82.0%	1,963	82.3%	2,641	79.4%	1,914	61.7%	1,397	74.0%
事業収入等	371	16.8%	399	16.7%	662	19.9%	1,133	36.5%	438	23.2%

(参考2) 機構発足時以降の組織の再編

- 1 平成15年10月に農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金を統合し独立行政法人化するに当たって、管理部門の重複を排除し、迅速な意思決定を図るため、役員については常勤役員16人を10人に、管理部門については4部9課・室を2部6課にスリム化し再編
- 2 地方・海外組織については、平成16年3月末に清水出張所を廃止し、17カ所から16カ所に削減
- 3 独立行政法人化に伴い新設、強化した部門
業務に関する評価体制の充実、消費者の視点に立った情報提供の確立及び情報化(IT)の推進を図るため、企画調整部を新設

横断的立場で業務執行を監査・監視する内部監査体制の充実・強化が求められていた(平成14年12月16日:法曹界、ジャーナリスト、学識経験者、消費者代表からなる業務執行改善検討委員会の報告書)ことから、事業団の総務部内にあった業務監査室を部と同格の室として独立

- 4 このように、農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金を統合し、独立行政法人に移行するに当たって、組織の再編整備を行い、統合・独法化前の13部34課・室から12部・室33課に削減しスリム化

(参考3) 機構業務の特色

- 1 肉用子牛の生産者補給金の交付など価格安定等の業務については、国からの多額の財政支出や法令の規定に基づき関係者から徴収した調整金等の公的な資金を財源に、計画的な財政支出と経済情勢、農畜産業を巡る情勢、国際環境の変化等を踏まえた政策的要請への的確な対応の両立を図るため、いわば国の代替機能を果たしている。
- 2 補助事業については、例えば、BSEの発生や最近の鳥インフルエンザの発生といった不測の事態に対しては、緊急な対応が必要となるが、国自らの事業の場合、対策の発動のために補正予算の手続き等が必要となり、必ずしも迅速な対応ができないため、こうした事態にも機動的・効果的に対応していくという役割などを担っている。
- 3 情報収集提供業務については、米国でのBSEの発生の情報をいち早く把握し、国に提供したように、公的視点に立ちつつ、機動的な対応を行っている。

(1) 6本の法律に基づく経営安定、価格安定のための補給金
等交付業務、輸入調整業務

牛肉・豚肉の価格安定制度

---畜産物の価格安定に関する法律(昭和36年法律第183号)

牛乳乳製品の価格安定制度

---加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第
112号)

肉用子牛生産者補給交付金制度

---肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)

野菜価格安定制度

---野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号)

砂糖の価格調整制度

---砂糖の価格調整に関する法律(平成12年法律第107号)

生糸の輸入調整制度

---生糸の輸入に係る調整等に関する法律(平成9年法律第62号)

(2) 法律に基づく業務ごとの経理区分

畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、生糸勘定、補給金等勘定、
肉用子牛勘定、債務保証勘定(廃止業務の残務整理)

(参考4)

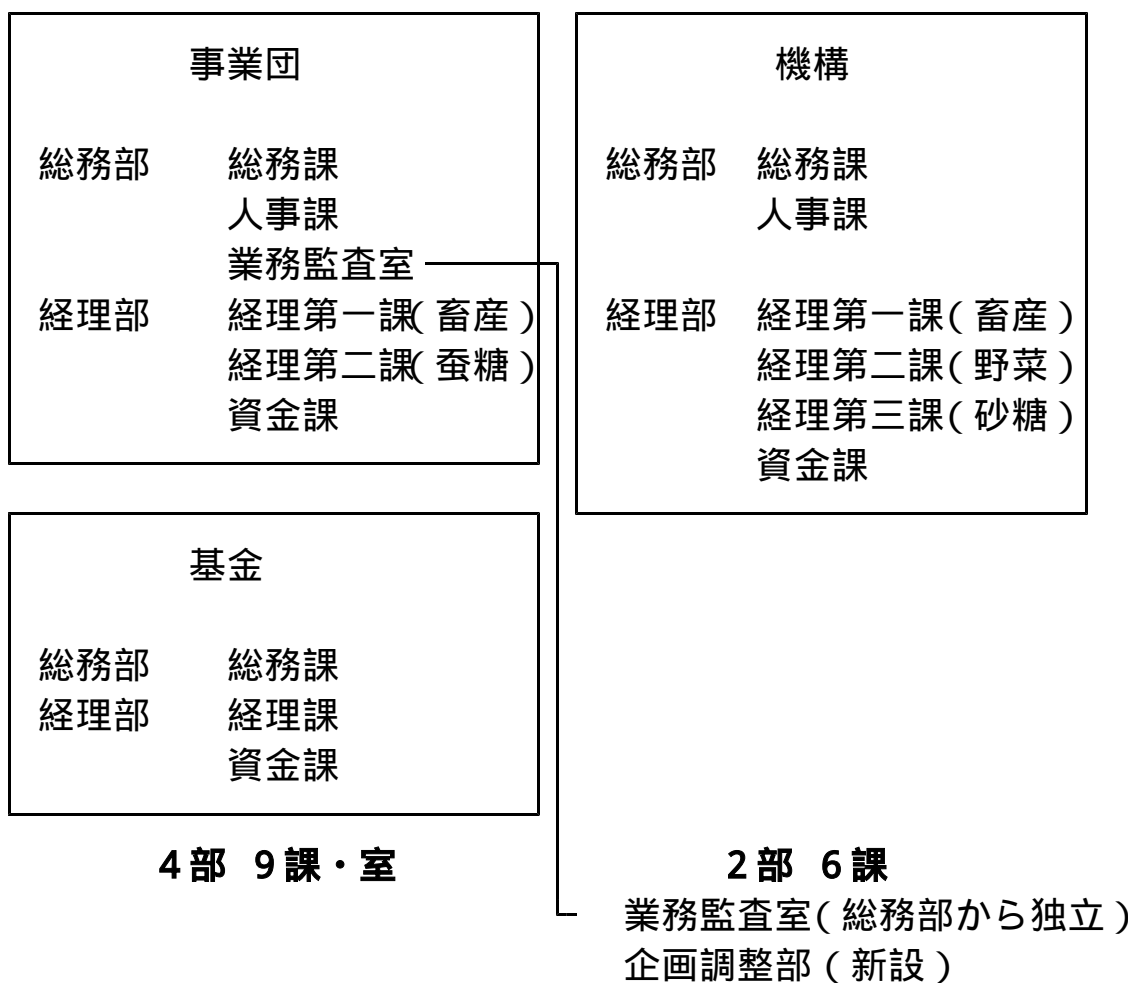
(1) 役員の削減関係

	役職	事業団	野菜基金	計	機構
常 勤	理事長	1	1	2	1
	副理事長	2	-	2	1
	理事	7	3	10	6
	監事	1	1	2	2
	計	11	5	16	10
非 常 勤	理事	8	10	18	0
	監事	1	1	2	0
	計	9	11	20	0
合計		20	16	36	10

(2) 管理部門の統合再編関係

(統合前)

(統合後)



(榎谷 委員)
<各法人共通>

本日説明のあった法人の開始貸借対照表、資産評価委員会の資料は、「非公表」の取扱いであると聞いているが、公表することに支障があるのか。非公表とする合理的理由を明示してほしい。

なお、これらの資料は、法律上、公表が義務付けられているものではないが、独立行政法人については、できる限り多くの事項について積極的に公表することとされており、特殊法人等から移行した独立行政法人については、移行に伴い、従前の資産、負債が適切に承継されているか、それが中期目標期間中にどのように変化したか等を評価の際に分析することが必要であり、また、これらは、国民の関心事項でもある。

(回答)

- 1 開始貸借対照表、資産評価委員会の資料については、政策評価・独立行政法人評価委員会事務局から提出依頼があったが、公表している資料について提出を求められているものと理解していたため、これまで提出していなかったものであり、「非公表」という取り扱いにしていたわけではない。
- 2 しかしながら、公表については法人個々の事情があり、たとえば、法人によっては、重要な財産(土地、建物)を処分する際に一般競争入札による場合、資産評価委員会等の資料より、予定価格(評価額)を推察されるおそれがあり、一般競争入札の目的が損なわれるおそれがある等の理由で、公表することに支障がある場合もある。
- 3 従って、基本的には、当該資料を公表すること自体は問題ないものと考えているが、その際は、法人個々の事情も勘案する必要があると考える。

(縣 臨時委員)

< 研究関係法人共通 >

基礎研究の重要性を十分に理解しているが、専門外の者として、農水省には、他省に比して研究機関が数多く所属している、との印象を受ける。それら相互の研究分野の関連性は、どのように捉えられるのか。

(回答)

農林水産業に関する研究は極めて多岐にわたるため、別個の専門性を有する法人がそれぞれの研究分野ごとに農林水産研究基本目標に沿った研究を推進しており、必要に応じて法人相互の連携協力を行っている。

(参考)

農林水産省所管の独立行政法人の主な業務

農業・生物系特定産業技術研究機構

・農業生産を支える技術開発に関する総合的研究 等

農業生物資源研究所

・農業生物のライフサイエンスに関する基礎的研究 等

農業環境技術研究所

・農業環境に関する基礎的研究 等

農業工学研究所

・農業用水利施設等農業の生産基盤に関する研究 等

食品総合研究所

・食品の加工・流通に関する研究 等

国際農林水産業研究センター

・開発途上地域の農林水産業に関する研究 等

森林総合研究所

・森林・林業に関する総合的研究 等

水産総合研究センター

・水産に関する総合的研究 等

(木村陽子 政策評価分科会専門委員)

< 農業者年金基金 >

資料27ページ

制度の普及推進について

- ・ 対象者のうちどれぐらいの割合が農業者年金に加入しているのか。
- ・ 中期目標期間値の目標値をもっておられるか。

もっておられないとした場合、その理由は何か？

(回答)

制度の普及推進について

1 農業者年金の新制度への加入者数は、平成15年度末で約8万人となっている。

新制度の加入対象者については、60歳未満の国民年金法の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する者となっているが、農業者年金の政策年金としての性格も踏まえれば、当面は、農業構造の展望(平成12年3月24日農林水産省公表)の中で示された効率的かつ安定的な農業経営(家族農業経営)の33~37万程度ではないかと考えている。

2 中期目標は、法人が達成すべき「業務運営」に関する目標である。これを独立行政法人農業者年金基金(以下「基金」という。)の目的(農業者の老齢について必要な年金等の給付の事業を行うことにより、農業者の老後の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、農業者の確保に資すること)と照らしあわせると、基金の「業務運営」の中心は、既に参加している者及び現に受給している者に対して年金等を給付する事業を着実に執行していくこと(業務運営の効率化、サービスその他業務の質の向上)であると考えられる。このため、基金に係る中期目標は、これに対応したものを中心としている。

おたずねの件については、

ア 農業者年金制度は任意加入の仕組みを採用しており、加入の意思決定はそれぞれの農業者に委ねられていること。

イ 農業者は将来にわたって保険料を負担していけるかどうか等を勘案して、加入するか否かを判断することとなるが、これは農産物価格の動向等が反映される農家経済の状況等の外部要因に左右されるものであること。

から基金の努力だけでは如何ともし難い面があるため、加入者数や加入率を中期目標に位置づけることは、適当ではないものと判断したものである。